

「関ブロ等基金」への請求について

R4.4.15

全国大会や関東地区大会等にかかる費用を部費とは別に「関ブロ等基金」から補助をするものです。各種大会や理事会等に参加する場合にかかる費用は下記に従って請求をしてください。

- ①「各種大会補助・参加旅費等請求明細書」の様式を、茨城県教育研究会 WEB ページからダウンロードする。

「教育プラザいばらき」→「茨城県教育研究会」→「ダウンロード」
→「関ブロ関係様式内容」
大会補助・旅費等請求明細書（Excel形式）をダウンロードする。

- ②「各種大会補助・参加旅費等請求明細書」に必要事項を記入し、茨城県教育研究会 会長（副会長）に相談をし、決済を受ける。

- ③決済を受けた「各種大会補助・参加旅費等請求明細書」を教育プラザいばらきの茨城県教育研究会事務局に提出する。その際、茨城県教育研究会会長（副会長）の決済済みであることを必ず事務局に伝える。

- ④事務局で会計処理をし、現金の準備ができたなら部長に電話連絡をする。教育プラザで部長が受け取る。

注1 会計処理には、銀行の手続き上1週間程度かかる。また、現金を受け取る場合は、印鑑を用意する。

「各種大会補助・参加旅費等請求明細書」の留意事項

- 1 重点指定年度・重点指定年度以外に関わらず請求できる。
- 2 ①各種大会補助は、関ブロ大会等での係（発表者や司会等）および事務局や推進委員等、研究部長が認めた会員の参加費・資料代とする。
- 3 ②大会参加旅費補助は、関ブロ等の理事会・役員会、関ブロ大会等に出張する発表者・司会者・助言者等の旅費とする。助言者で依頼する義務教育課や事務所の指導主事にも支給する。宿泊を伴う場合は宿泊費補助として1万円を補助する。
- 4 関ブロや全国への負担金は、県研究会本会計から支出するので、事務局に電話等で連絡をし、後日領収書（送料含）を事務局に提出する。
関ブロ等基金へは請求しない＝県研究会本会計支出